

## 一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年12月 1日～平成33年11月30日までの 3年間

### 2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後などの諸制度の周知を図る。

#### <対策>

- 平成31年 1月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成31年 2月～ 現行の育児・介護休業法に基づく育児休業等、育児休業給付、産前産後休業などの諸制度について制度に関するチラシを作成し社内に掲示する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 5日以上とする。

#### <対策>

- 平成31年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成31年 3月～ 社内メールなどで年次有給休暇取得促進の呼びかけを行う。